

札幌市受託事業所高齢者相談窓口

# 札幌市南区第2地域包括支援センター からのお知らせ

備えていますか？

老後のこと…



令和7年 夏号

## 成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な人をサポートする制度です。家庭裁判所が成年後見人を選任し、財産管理や契約の手続きを行う制度です。



## 任意後見制度

将来の判断能力の低下に備えて、信頼できる人を後見人として選び、財産管理や生活支援について事前に契約を結んでおく制度です。

## 財産管理契約

自分の判断能力がある間、自分の財産の管理や身の回り事務手続きを信頼できる弁護士や司法書士に、代わりに行ってもらう契約です。



認知症などにより、判断能力が不十分な方の「財産や権利」を守るため、成年後見制度や財産管理契約など様々な制度があります。地域包括支援センターでは社会福祉士を中心に、制度利用にむけたお手伝いや、地域の皆様に向けた研修会を開催しています。

裏面もご覧ください

お問い合わせ・ご相談はこちら

札幌市南区第2地域包括支援センター ☎011-572-6110

札幌市南区川沿14条2丁目1-36 営業時間 平日 8:50~17:30





地域包括支援センターでは

## 権利擁護の支援活動を行っています



### 虐待に関する相談 ～虐待防止には早期発見と適切な支援が重要です～

◆下記のようなことを見聞きし「虐待かな？」と感じた際はご連絡ください。  
**秘密は厳守**します。

- ・殴る、蹴るなどの暴力がある
- ・ののしる、怒鳴りつける
- ・介護や世話を放棄し、放置している
- ・必要な受診や介護サービスの利用をしていない。費用を払わない
- ・日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない など



### 消費者被害に関する相談 ～高齢者が狙われています～

- ◆高齢者を狙ったオレオレ詐欺やロマンス詐欺。悪質な訪問販売などの被害が後を絶ちません。
- ◆被害に遭う可能性が高い高齢者の被害を未然に防いでいけるよう警察や消費者センターなどと連携して支援します。



### 金銭管理や契約に関する相談 ～公的な制度も利用することができます～

- ◆認知症などにより、日常の金銭管理や必要な支払い、契約ごとなどが不安…でも頼れる家族や親族がいない。そんな時のため成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用することができます。また将来に備えた任意後見制度があります。
- ◆これらの制度を利用するための手続きなどについて、お手伝いできます。



地域包括支援センターは地域の高齢者や介護を担うご家族を支える相談機関です。どうぞお気軽にご相談ください。